



# みす和夫 市政レポート

市民の皆様のご意見・ご要望をお聞かせ下さい 発行/千葉市議会議員 みす和夫事務所 千葉市緑区誉田町2-21-1189 ☎291-1086

ホームページもご覧下さい。 URL <http://misukazuo.jp/> メール [inquiry@misukazuo.jp](mailto:inquiry@misukazuo.jp)

日ごろより区民の皆様には、ご支援・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。  
本年も研鑽を重ねつつ、皆様の声を的確に市政に反映させるために  
全力で活動してまいりますので、引き続きご支援・ご協力のほどお願いいたします。

千葉市議会議員 **みす 和夫**

## 平成23年 第四回定例会報告

昨年11月28日～12月15日まで18日間開催されました、平成23年度第四回定例会に於きまして、千葉市が抱える難問など、多くの施策を質問しました。

### ① 公共工事について



#### 質問① 今年度の発注実績と評価について

今年度行われた建設工事の入札で、最低制限価格や低入札調査基準価格と同額で落札している件数と、最も多く受注した会社、また、想定される原因について。

#### 財務局長 答弁

最低制限価格と同額の落札案件数と受注業者は、今年度の建設工事で最低制限価格や低入札調査基準価格と同額で落札している案件は、10月末時点で60件あり、このうち最も多く受注した会社は、株式会社堀越土木及び洋産業株式会社の4件。

また、想定される原因については、最低制限価格などの算定式は公表しているため、入札参加業者が設計図書や仕様書などを参考に基準価格を概算することは可能であり、落札した業者はいずれも綿密な積算を行い、入札したものであると考える。



#### 質問② 発注方法について

過度な低価格での受注を防止するため、最低制限価格などの引き上げについては、今後、さらなる見直しも必要であると感じているところでありますが如何か。また、最低制限価格と同額の入札について、予定価格の事前公表は金額を類推されやすい面もあるようなので、予定価格を事後公表とすることにより改善が図れると考えますが、当局の見解は。

#### 財務局長 答弁

①最低制限価格などの見直しについて、過度な低価格による受注への対応として、最低制限価格などは、今まで適宜、国の基準に沿った形で引き上げの方向で見直しを行っているところであり、今後も、国の動向などを見極めながら、適切な対応を図って参りたいと考える。

②また、予定価格の公表時期については、入札の透明性確保及び不正防止の観点から、建設工事等における予定価格は事前公表としておりますが、事前公表された予定価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること等の課題が指摘されている。

このため、昨年度から、職員への研修などコンプライアンスの徹底を図りながら、案件の約3分の1を試行的に事後公表にし、課題の検証をして参りましたが、その結果、事前公表は事後公表に比べ、最低制限価格などと同額の落札や僅差の入札が極端に多くなることが判明した。

このような状況を踏まえながら、今後、予定価格事後公表のさらなる拡大に取り組んで参りたいと考えている。



#### 質問③ 市内事業者の育成と災害協定について

先般の第3回定例会における、わが党の代表質疑に対し、「一般競争入札における総合評価落札方式の評価基準の見直しなどにより、より多くの事業者に災害協定に協力いただくための環境の整備について検討する」旨の答弁をいただいているところですが、業者の皆さんから話を聞きますと仕事も無く従業員も最低の人員に減らして居るので参加したいが厳しいと話しておりますので協定に参加する事業者を増やす取組みの検討状況について質問。

#### 財務局長 答弁

①入札参加資格における地域要件について、市の工事等の発注にあたっては、可能な限り入札参加者の要件を市内業者としているが、工事の施工箇所や業者の所在地には偏りがあり、例えば、平成22年度の発注状況を見ると、市内における建設業者の数は中央区が165社と最も多く、美浜区が22社と最も少ない一方で、業者数に対する発注件数は中央区が1社あたり約1.1件、美浜区が1社あたり約2.5件で、その差は約2.3倍となっている。

このため、地域要件を区ごとにした場合、入札の公平性や競争性が確保されないことが想定され、現状では難しいものと考えており、引き続き、他都市の状況等を調査するとともに、地元業者がより受注を確保できる仕組みについて研究していく。

②災害協定に参加する事業者を増やすための取組みは、現在、地震や風水害等の発生リスクが高まる中、一般競争入札の総合評価落札方式において、企業の社会性や信頼性の評価に重点を置き、評価方法の見直しを進めているところ。

また、今後、入札参加者資格審査における建設業者の格付けにおいて、災害協定に基づく活動に協定した事業者に対して、新たに評価点を加点することについても、検討して参りたいと考える。



#### 質問④ 雇用問題について

これら地元建設業者の雇用が守られるような取組みについてどのような事を行っているのか。

#### 財務局長 答弁

平成22年度から、市内業者を対象に、一般競争入札の総合評価落札方式において、過去の施工実績や技術者の施工経験を問わない「実績育成タイプ」を試行し、施工実績の少ない事業者の受注機会の拡大を促進するとともに、若手技術者等の育成を図るなど、地元建設業者の施工実績の蓄積や技術力の向上に取り組んでいる。

また、来年度からは、施設等の小規模修繕を対象とした、市内業者専用の「小規模修繕業者登録制度」を導入し、市内の小規模事業者の受注機会の拡大を図る。これらの取り組みに加え、引き続き、市内業者への優先発注に努めることにより、受注機会の拡大を図り、雇用の確保につなげて参りたいと考える。



## 要望

今年度建設工事では最低制限価格や低入札調査基準価格と同額で落札している案件が10月末で60件発生しているとのことでありました。

経済状況は厳しさを増し、建設工事は減少する中で市内建設業者はとりえず生き残るため、やむにやまれず最低制限価格で落札しているのだと思います。

仕事がない中、安値受注を繰り返し、それが地元経済に悪影響を及ぼす都悪循環に陥って折り、これでは市内建設業社は疲弊する一方です。先の東日本大震災における市内建設業者の活躍を見れば明らかで在りますが、そもそも建設業は、極めて社会性や公共性が高い業種であります。

そうした建設業界を衰退させてはならないという思いから、今回、発注方法、災害協力、雇用問題など、さまざまな角度から質問させていただきました。

当局に於いては、安ければいいだろうと安直に考えるのではなく、安全、安心なまちづくりに欠かせない建設業の特性に配慮し、市内業者の受注機会を確保することを強く要望します。また、昨年度から予定価格の事後公表を試行的に実施したところ、最低制限価格やその周辺での落札を抑制する効果ももっと表れるように、是非とも更なる拡大に勤めていただきたいと思います。



## ② 千葉市の農業について

### 質問① 農産物に与えた放射線の影響と、今後の対応

- ① 農産物に与えた放射線の影響と今後の対応。
- ② TPP問題が市内農家に及ぼす影響。

### 経済農政局長 答弁

①市内産農産物の放射性物質の検査は、千葉県と連携し実施している。3月24日以降、主要野菜や米等の穀類、原乳などの検査を実施したが、これまで暫定規制値を超える放射性物質は確認されていない。しかしながら、風評被害については多大な影響が生じており、このため、JAグループが東京電力に対し損害賠償請求を行い、そのうち、本市分としては、これまで約8,700万円を請求し、12月2日には、一部支払いが行われたと聞いている。

また、被害を受けた農家への支援として、県が新たに創設した「ちばの農業・漁業を応援する資金」を受け、県・市・金融機関が連携して、利子補給を行うこととした。今後も、市民に安全安心な農作物の供給のため、農家の支援に努める。

②TPP問題が市内農家に及ぼす影響については、昨年、農林水産省が示した算出方法に基づき、平成18年の農業算出額で試算したところ、約22%の減少が見込まれているが、今後とも、算出方法のあり方をはじめ、TPPIに関する一連の国の動向を注視するとともに、情報収集に努める。

なお、TPPに関わらず、本市農業の維持・発展のため、現在、査定作業中の「千葉市農業推進行動計画」に基づき、各種事業を着実に推進することにより、新たな担い手の確保・育成や農業所得の向上などを図っていく。



## 要望

千葉市の農業について答弁いただきましたが、農業は大変厳しい状況にあります。その上に、放射線やTPPの問題は、将来の農業にとって大きな影響を与えるものと考えられますので、国の動向を注視しつつ、農家の所得向上を図り、農家子弟が円滑に就農できるように支援することが、何より重要であると思います。

今後、千葉市の農業を支えていく農業後継者が、将来に夢と希望を持って農業に従事でき、市民に安全で安心な農畜産物を供給できるよう、より積極的に施策を展開されることを強く要望します。



## ③ 都市計画高度地区の見直しについて

### 質問① 特例措置に修正がされたものの、高さの制限の導入により、不動産の価格は下がらないのか。

### 都市局長 答弁

不動産の価格の変動は、社会情勢によるところが大きく、都市計画の制限の付加による直接的な影響を見極めることは困難。近年規制を導入した都市への聞き取りにおいても、導入による直接的な影響を確認することは難しいと聞いている。

また、今回の緩和措置の追加により、今回提案している高さ制限を既に超えている建物は、現在の高さまで建替えが可能としたことから、既存建物と同等の規模の建築ができるため、不動産価格に大きな影響はないものと考えていますが、専門家である千葉県宅地建物取引業協会千葉支部から、「高さ制限の導入により建物の売買評価が下落する」などから制度導入に反対する旨の要望書が提出されていることを重く受け止め、今後、当該協会から検証するための資料等をご提供していただき十分検討した上で、方向性を見極めてたい。



### 質問②

津波などの災害時におけるマンション等の建築物の役割をどう考えているのか。

### 都市局長 答弁

東日本大震災における津波の発生時に、堅固な建築物が一時的な避難場所として、有効的な役割を果たしたことは認識している。

現在、国や千葉県において防災計画の見直しが行われており、この中で想定する地震や津波の規模についても検討されている。本市としても、想定される津波規模や国など東日本大震災の分析結果などを参考に、必要に応じ堅固な建築物の活用について検討していく。



### 質問③

津波災害の観点からも必要とされるマンション建設に、高さ制限は弊害とならないか。

### 都市局長 答弁

災害の想定にあたっては、津波などその規模により、対応は異なるが、東日本大震災の津波の発生時においては、入り江などの特殊な地形を除けば、建築物の概ね3階以上が避難スペースとして利用されたと聞いている。

これを想定するとすれば、今回の最高高さ制限の検討案で設ける、20mや31mの高さの範囲内の建築物においても、災害時にその利用が可能であることなど、大きな弊害にはならないと考えている。



## 要望

この見直しは、先ほど述べましたとおり、将来の千葉市の街づくりに大きな影響を与える問題だと思っております。先ほどの答弁では財産権にかかる不動産の価格について専門家からの意見を聞き慎重に検討するとの事でした。

やはり日夜不動産の取引に携わり、不動産の市場を一番よく知る宅地建物取引業協会が問題視し、反対の要望を提出しているわけですから、そのことを執行部は十分に受け入れ、本当に、財産権の侵害にならないことが確認出来ない限りは、見直しを進めるべきではないと考えます。

又津波の災害時の対応など防災の観点から今後は高さのある強固な建物の防災ビルとしての重要性が確認され、その必要性が高まると考えますので、その活用について本市におきましても是非、検討して戴き体と思います。また防災の観点からも最高高さ制限の導入は避難スペースとなる高層階の利用が出来なくなる点や建設業者がマンション建設を控える傾向になることが予想される事などから足かせになると思いますので慎重の上にも慎重に判断をして高さ制限を辞めるように強く要望します。



## ④ 外郭団体について

### 質問①

指定管理者制度導入の原点にある管理経費の縮減、市民サービスの向上、この点について、制度の導入により管理経費は、どの程度削減されたのか。また、具体的なサービス向上事例は。

### 総合政策局長 答弁

指定管理者制度の導入により、管理経費はどれ程度削減されたのかについては、制度導入前後である平成17年度と18年度について比較すると、年間約3億3千万円の削減が図られた。

また、平成22年度に再選定を行った98施設全体における前指定期間と現指定期間との委託料で比較すると、約20億円の削減が見込まれる。

次に、具体的なサービス向上事例は、開館日・開館時間の延長、利用料金の引き下げ、地域との連携などの効果が現れている。

### 質問②

今後、各団体は、公募・非公募に左右され、民間との差別化を明確にしなければ、生き残りは厳しいのではないかと推測します。現在、公募の施設でも非公募施設に、逆に非公募施設が公募にと見直すべきものもあると考えますが、見解をおたずねする。

### 総合政策局長 答弁

指定管理者の募集に当たっては、原則、公募とし、施設の設置目的及び機能、業務の特性から指定管理者としてふさわしい者が限定される場合や、施設のあり方を再検討する必要があるなど、特段の事情が認められる場合に限り、条例の定めるところにより、例外的に公募を行わないものとしている。

現在、行っている外郭団体の見直しにおいては、指定管理者制度への関与についても見直しを行っており、民間事業者で管理できる施設は、民間事業者へ委ね、民間事業者で管理できない施設や団体の特性を發揮する必要がある施設の管理は、団体に担わせることを基本とし、団体が実施する事務事業の見直しや公募・非公募のあり方についても、併せて検討を進めている。

### 質問③



先ほども申した通り、民間企業の応募目的は、「指定管理者となり、そこでいかに利益を出すこと」であり、せいぜい指定期間が5年程度で、次期指定の保証もない中で、サービスの効率性を高め、質の向上を期待するには、困難な点もあるのではないかと。

また、外郭団体は、5年ごとの指定管理者の選定により、常に競争にさらされており、プロパー職員は将来の雇用について不安を感じながら、業務に取り組んでいるようであり、今後、インセンティブの付与など、「やる気」をさらに出させる工夫が必要ではないのか。

### 総合政策局長 答弁

次期指定の保証もなく、サービスの効率性を高め、質の向上を期待するには、困難な点もあるのではないかと、とのことですが、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上を図るという指定管理者制度の趣旨に照らせば、幅広く事業者が参入しやすい環境を整えることが重要であると認識している。今後は、今回の見直しを含めて、運用実態や国の動向をみながら、適切な制度運営のあり方について、研究していく。

プロパー職員の「やる気」については、今後、外郭団体の事務事業の見直しを進める中で、団体は、公益性を高めるため、職員の創意工夫が強く求められることから、プロパー職員の意欲の向上にもつながるものと考えている。



### 質問④

外郭団体の見直しにより、スリム化、解散なども想定されるが、貴重な人材の流失、受け皿については、どのように考えているのか。

### 総合政策局長 答弁

今回の外郭団体の見直しは、市民に必要な公共サービスを良質かつ効率的に提供する観点から、各団体の特性を發揮すべき事務事業に人材等の資源を集中し、団体が担う公共サービスの質を高めることを目的としており、引き続き、各団体の特性に応じた人材活用を図って参りたいと考えている。

## ⑤ 緑区の諸問題について



### 質問① 平川町の産業廃棄物について

産業廃棄物の撤去業務の内容と、有害ガス発生に対する作業中の安全対策について

### 環境局長 答弁

内容については、株式会社千葉福祉建設公社により放置された産業廃棄物は、排出事業者により約10,000立方メートルが自主的に撤去され、現在、44,000立方メートルが放置されている。行政代執行により、廃棄物を粗選別・細選別・風力選別・手選別を行い、可燃物、不燃物、再利用資源物の3分類に分別。資源物は覆土材として再利用するが、可燃物は市の清掃工場へ、不燃物は民間の最終処分場へ搬出処分し、合計で約13,000立方メートルの廃棄物を撤去する。

現地に残る廃棄物については、現在の高さ18メートルから約半分の10メートル程度の高さに整形。有害ガス対策としてガス抜き管を設置するとともに、雨水が浸透しないように廃棄物全体を防水シートで覆い、1メートル以上の厚さに覆土を施す。また、景観の保全と法面土砂の流出防止を図るため、覆土の表面を種子で吹き付けし全面を緑化する。

次に、有害ガス発生に対する作業中の安全対策について、有害ガスの発生を抑制・除去するため、廃棄物を覆土掘削する前に硫化水素除去に効果のあるポリ硫酸第2鉄溶液を散布し、ガス検知器で濃度を測定し安全であることを確認したのち作業を開始する。また、作業中は、定期的にガス濃度を測定するとともに、作業場所周辺では連続モニタリングを実施し、安全対策に万全を期す。



### 質問①-2 行政代執行の実施スケジュールとその後の現地の管理について

### 環境局長 答弁

スケジュールは、今月22日に行われる入札後、落札者と契約を締結し、平成24年1月に行政代執行に着手したいと考えている。廃棄物の選別作業及び搬出・処分については、6月までの6か月程を要し、その後、廃棄物の整形や覆土作業を実施。同年10月を目途に行政代執行を終了したいと考える。

行政代執行後の現地の管理は、基本的には行為者である土地所有者に管理を求

めるが、市としては、現地に囲いを設け実質的利用制限を図るほか、廃棄物処理法第15条の17の規定により生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるものとして土地の区域を指定し、この場所での掘削や土地の形質変更を規制していく。

また、現地の監視指導の一環として、職員による法面等の点検やガスの測定を定期的に行い、安全性確保に努める。



### 要望

今まで、中々進展しなかった産業廃棄物の撤去が、近々実施されることは、地元として長年の願いであり大変喜ばしいこととあります。

行政代執行が計画通り速やかに実施され、期日までに終了すること及びダンプトラックの通行による周辺住民への安全対策や農産物等への作業に支障が発生しないよう、環境保全及び安全への配慮を怠りなく、撤去作業が行われるようお願いいたします。我々も最後の撤去あともでが市の説明どおり終わることを注視してまいりたいと思います。

なお、市当局としては、当該事案が発生した要因のひとつには、行為者に対する迅速な対応ができなかったこと、にあることを十分認識され、二度とこのような事案を再発させることのないよう市内全域監視指導体制の強化を図り、迅速で厳正な対応を図っていくことを強くお願いいたします。

また、安心・安全な環境を築き、地域の魅力を高めていくには、行政のみならず、町内自治会や地域住民と連携体制を築いていくことも重要であります。

私の地元、誉田町の家庭ごみステーションでは、近くに町内墓地があり、墓地にカラスの餌があるので、カラスが多く集まりごみステーションの生ごみの散乱が著しかったため、誉田町二丁目56-1組と56-3組の田淵さんが先頭に立ち整備し、カラス対策やごみ分別の徹底などの美化活動に取り組み、今年10月に市の表彰を受けました。(7団体と個人6名が表彰)

市の焼却ごみ3分の1の取り組みに加え、自治会が「地域力」を活かし、身近な環境問題を解決した良い事例であります。

廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対しては、自治会や地域住民からの情報入手・提供などにより地域とのさらなる連携強化を図り、早期発見・早期対応に努められることをお願いします。



### 質問② 地区ホール建設について

緑区における地区ホール整備の考え方について

### 市民局長 答弁

緑区の地区ホールの建設は、優れた文化芸術を鑑賞すること、また一人ひとりが文化芸術の担い手として参画していくことは、文化芸術を振興していく上で、大変重要な要素である。

特に、地域に根差した文化の醸成は肝要であることから、身近な場所に、観て、学んで、楽しみ、創造し、演じるといった、市民が相互に交流し活動する場を提供することが必要であると考えている。

今後は、未整備区の特長や公共施設の整備状況、財政状況等を総合的に勘案し、新基本計画に基づく第2次以降の実施計画の策定時に検討していく。



### 質問②-2

整備計画を作るに当たり、地域の皆さんと情報を共有し、共に検討を進めて行くという事が必要であると考えますが見解を。

### 市民局長 答弁

地区ホールは、地域文化活動の中心拠点となるものであり、地域文化、地域コミュニティを醸成していく上で、要となる施設。

したがって、整備方針が決定した際には、本来の設置趣旨を考慮しながら、配置バランスや規模、また設備内容等について、地域の代表者や文化活動団体関係者、学識経験者等で構成する懇談会を立ち上げ、利用される方々にとって使いやすく親しまれる施設となるよう情報を共有しながら協議を進めていく必要があると考える。



### 要望

緑区の地区ホール建設については、地域住民による文化芸術の発表の場、優れた舞台芸術の鑑賞の場となる地区ホールはなくてはならない文化施設であり、公共政策として進めて行くべき施設で在ります。

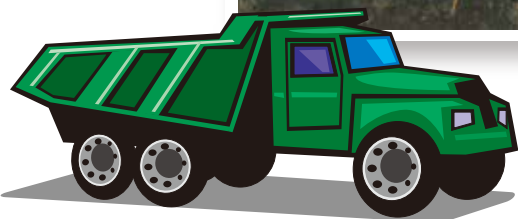
多くの区民からの要望を踏まえ、出来る限り早期に整備を進めて戴きたく、切に要望します。

三須和夫が長年取り組んでまいりました平川町の産業廃棄物不法投棄の山(通称平川富士)が、去る1月31日午前10時より熊谷千葉市長の宣言のもと、行政代執行が開始されました。

千葉市では、市が産業廃棄物の撤去を行政代執行で行うのは初めての試みで、約1万3,000立方メートルの産廃が、今年の10月頃までに除去出来る予定です。とにかく、ようやく行政代執行までこぎつけられたことについては感無量です。

これもひとえに市執行部の皆さんの協力と、長年に亘り三須和夫を支えていただいた多勢の関係者の方々のお陰です。心より感謝申し上げます。

地域の環境を守るためには地元の方々の協力が必要です。これからも行政と住民とで協力し、不法投棄などのない環境づくりに努力しましょう。



行政代執行を宣言する市長



熊谷市長、平川町内会会長中里氏、三須議員

行政代執行に立ち会われた平川町の中里町会長も、「10年以上の長い間、この『平川富士』がゴミの飛散や悪臭、ガスの発生などで地域住民を悩ませ、平川町内会としてしても大きな問題でした。

この度、このように代執行で撤去していただける事は、千葉市や三須議員と歴代の町会長の皆様、役員はじめ、ご協力いただいた町内会全員のお陰だと思います。子孫の為にも地域の環境問題にとっても、大変良かったと感謝しています。

これからも不法投棄などをみんなで監視して、環境を守っていきましょう。」と話しておられました。

## ゴミ減量に協力しましょう

私が以前、廃棄物減量等推進審議会の会長を務めてから3年近く成りますが、なかなかゴミ1/3減量が達成できない現状です。

千葉市では財政が厳しく、市民の皆様へ削減の協力をお願い出来ない現状で3つの清掃工場を焼却していますが北谷津の清掃工場が建て替えの時期を迎えています。

この建て替えに関して費用が182億円かかり(一世帯46,000円)維持管理に6億4,000万円(一世帯当たり1,500円)かかると言われています。

ゴミ1/3減量(10万トン)減らすと2つの工場で済み、建て替えが不要と言われています。

又ゴミの減量が進まない場合ゴミ有料制に成らざるを得ないと言われていまして協力しましょう。又私が長く取り組んできた産業廃棄物問題や山や道路へのゴミの不法投棄についても役所と市民の皆様で注視していきたいと思っております。

